

野生鳥獣保護管理技術者育成研修(カワウ)講義資料

この講義資料は、下記の研修のために使用されたものです。

そのため、情報が古い場合があります。

また、Web での掲載のために一部修正や削除、構成の変更をしているものがあります。

2007 年度 野生鳥獣保護管理技術者育成研修(カワウ)概要

対 象: 都道府県の鳥獣行政担当者、水産行政担当者、内水面漁業関係者、その他
カワウの保護管理、調査、被害防除に関わる者

開 催 日: 2007 年 12 月 10 日(月)～12 月 12 日(水) 2 泊 3 日

場 所: 愛知県三の丸庁舎(愛知県名古屋市)

講師と科目: 福田道雄(カワウとウミウの生態の違いと識別)

: 徳田裕之(特定鳥獣保護管理計画とカワウの広域保護管理)

: 羽澄俊裕(野生動物の管理と狩猟)

: 加藤七郎(滋賀県におけるこれまでのカワウ対策の取組について)

: 加藤ななえ(ねぐら・コロニーにおけるカワウの個体数調査方法)

: 清野昭彦(福島県カワウ保護管理計画について)

: 大森住夫(カワウ被害対策協議会と栃木県カワウ保護管理指針)

野 外 実 習: 弥富野鳥園(愛知県) 視察と個体数カウント

現地説明者: 愛知県弥富野鳥園管理事務所

: NPO 法人バードリサーチ

(7) カワウ被害対策協議会と栃木県カワウ保護管理指針

栃木県環境森林部自然環境課
大森 住夫

○ 栃木県におけるカワウ被害対策協議会

栃木県は内陸県（海なし県）であり、東は茨城県、南は埼玉県と東京都を通らないと海水浴もサーフィンもできません。昔、カワウは内陸県である栃木県にも普通にいたようであり、カワウが春先に河川上流に向かって飛び始めるのを見て、漁師はアユの遡上の合図と感じたといいます。その後、カワウの激減時期をはさみ、昭和 50 年代までは、カワウは栃木県内にはほとんどいない「疎遠」な鳥となりました。昭和 62（1987）年に県の南部（茨城、埼玉、群馬との県境）の渡良瀬遊水地に数百羽飛来したとの目撃情報があり、平成元（1989）年に渡良瀬遊水地内に人造湖の谷中湖が完成してからは、毎年飛来するようになりました。平成 8 年（1996）には渡良瀬遊水地谷中湖に 30 羽前後のねぐらが形成されていることが確認されています。

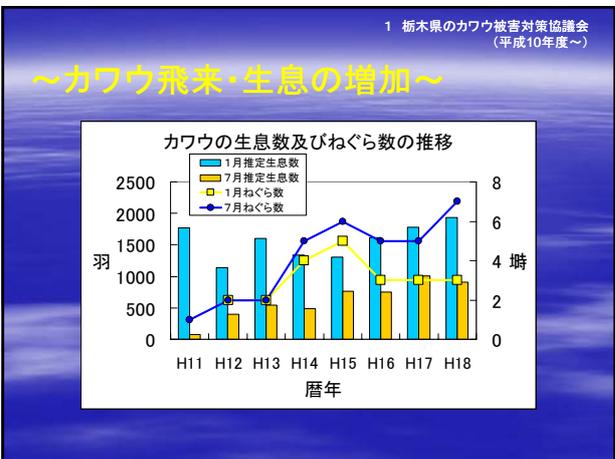
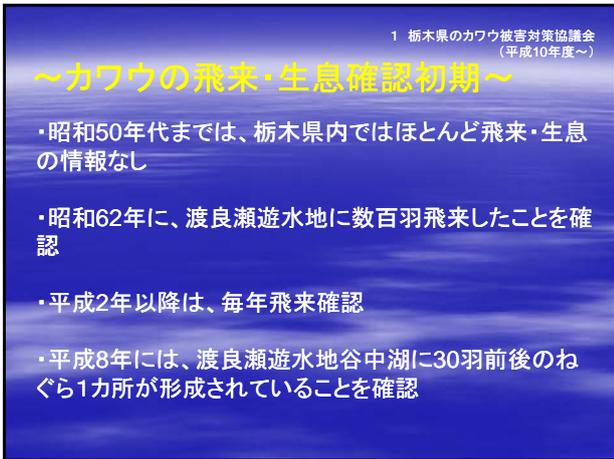
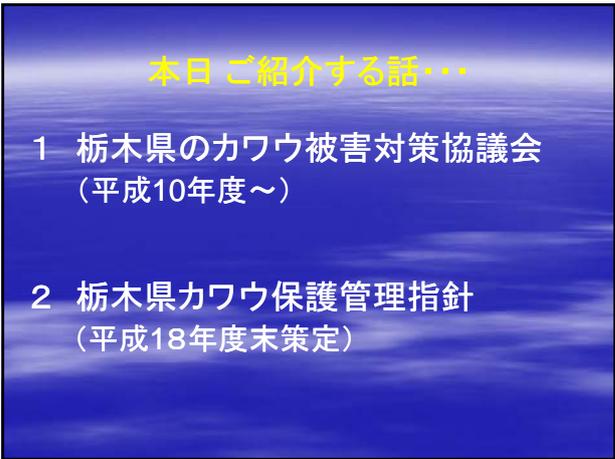
一部の漁協から漁業被害に対する不満が出始めたのもその頃だと思われませんが、記録として残っているのは、平成 7（1995）年にカワウの駆除許可申請が出されたというものです。そのときには、データ不十分ということで不許可処分となったようですが、データを揃えるためにもカワウの生息数調査を県が予算化し、その調査結果を踏まえて平成 10（1998）年度に「栃木県カワウ対策検討会」（鳥獣担当課が事務局）が開催されました。構成員は直接の利害関係者である県漁連（各被害漁協）、野鳥の会県支部のほか、県猟友会、県庁関係課所などです。その当時、どれほど熱い議論が交わされたのか分かりませんが、少なくとも私が異動してカワウ担当になった平成 15（2003）年度以降の検討会では、落ち着いた話し合いが行われています。出席者が自分の属する機関・団体の立場（利益・欲求）のみを主張しあう場ではなく、カワウ管理のために自分たちの機関・団体が何を協力できるのか、どこまでお互いに譲歩できるかを話し合う場として機能するよう、事務局として心がけています。

○ 栃木県カワウ保護管理指針

平成 17（2005）年度に関東カワウ広域協議会が設立され、同年度内に「関東カワウ広域保護管理指針」が策定されました。栃木県は、協議会の設立総会から指針策定まで計 3 回の総会に、埼玉県とともに共同議長役をお引き受けしました。利害関係者が 100 人以上も出席する総会では、予想した以上に、それぞれが自分の立場のみを主張しがちであり、会則の決定にもかなりの時間を費やすような状況でした。関東保護管理指針は、そのような状況の中、「カワウ被害軽減のために科学的なデータに基づく捕獲はやむを得ない」という基本方針と、一斉モニタリングの実施、一斉対策の実施などの具体的な施策、その他漠然とした方向性を打ち出したにとどまるような印象は否めません。

栃木県は 10 年間ほどカワウ管理を行ってきており、それなりの保護管理体制ができていますので、関東指針の方向性を栃木県版としてより具体的に示すことで、関東広域の中での栃木県の取り組み方針を公表する必要があると考えました。平成 18（2006）年度の栃木県カワウ対策検討会で、構成員の意見を踏まえた上で「栃木県カワウ保護管理指針（案）」の合意に至り、同年度末に栃木県が指針を策定しました。

<http://www.pref.tochigi.jp/eco/shizenkankyou/shizen/resources/kawaushishin.pdf>





1 栃木県のカワウ被害対策協議会 (平成10年度～)

～カワウ被害の深刻化～

- 平成7年度に 一部漁協からカワウ駆除許可申請
→ 不許可処分
① 県内の生息数が不明
② 被害額の算出が科学的根拠に欠ける
- 平成8年度に 生息状況調査を開始(～現在)
委託先: 日本野鳥の会栃木県支部
方法: ねぐらでの個体数カウント+翌朝の飛来調査
- 平成10年度に 第1回栃木県カワウ対策検討会
2年間の調査結果及び被害の報告、今後の対策についての意見交換



1 栃木県のカワウ被害対策協議会 (平成10年度～)

～栃木県カワウ対策検討会～

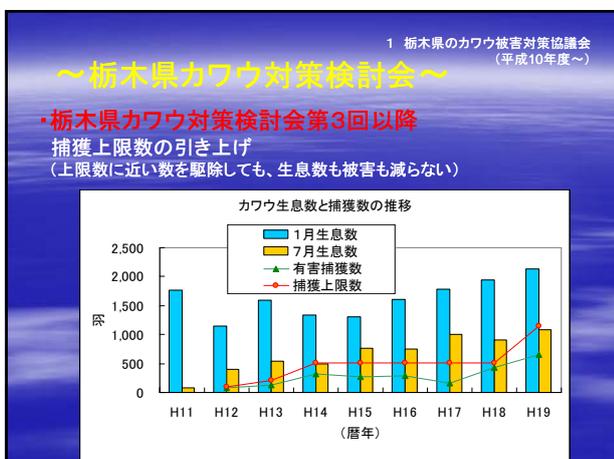
・メンバー

- 県鳥獣担当課(事務局)、出先事務所
- 県水産担当課、水産試験場、家畜保健衛生所
- 県漁連
- 野鳥の会県支部
- 県猟友会
- (途中から)環境省地方事務所
- 河川管理者(国土交通省地方事務所、県河川課)

・第2回栃木県カワウ対策検討会(平成11年度)

【合意事項】

- 試験的に有害鳥獣駆除(年間捕獲上限つき)
- 駆除個体の胃内容物調査を実施



1 栃木県のカワウ被害対策協議会 (平成10年度～)

～栃木県カワウ対策検討会～

・構成員からよく出る話(苦情・不満)

「カワウなんかいなくてもいいし、捕獲上限数をとっばらえ」

→ カワウも生態系の一員。被害が受忍できる程度の生息数が分からないから、捕獲上限数設定のもとでの「対策実施→モニタリング→評価→次期対策決定」の順応的管理が必須

「いくら駆除しても、他県から補充されてしまう。他県と協調して、一斉駆除や繁殖抑制をしないとダメだ」

→ ごもつともです。
(特に、栃木県には継続的なコロニーがないので、被害者意識が強い)

～広域対策への取り組み～失敗編

・平成11年7月に、栃木県が関東1都5県に声をかけ、渡良瀬遊水地近くで 状況報告や渡良瀬遊水地のめぐら観察などを行った。

→ 参加都県間の温度差が相当にあった。当時、被害を深刻に受け止めていたのは栃木県ぐらいであり、そのため、状況報告からさらに広域での連携というステップに進めなかった。1回のみで開催で終了。

(当時の担当係長から聞き取り)

～広域対策への取り組み～再チャレンジ編

失敗から学んだこと

・カワウ対策の難しさは、被害地と生産地(大規模繁殖地)が都道府県境を跨ることにある。

単県での取り組みには限界があるし、単県が他県に働きかけてもノッてきてくれない。

だったら・・・

・県をまたがる調整こそ環境省にお願いしよう。

→ H12年度、環境省「カワウ保護管理方策検討調査ワーキンググループ」に出席、関東広域で統一した保護管理の必要性を要望

さらに、H15年度、環境省に「カワウの広域的な保護管理対策について」施策提案

(当時の担当者談)

～祝！ 関東カワウ広域協議会発足～

本県施策提案の翌年度環境省予算で広域協議会経費計上

・施策提案が突った！
(栃木が提案していなくても予算化されたのかもしれませんが・・・)

そのかわり・・・

・発足から会則、指針策定まで、計3回の総会の議長県(埼玉県と栃木県の共同議長)となった。

→ 利害関係者が会する協議会などが発足するときは、場が荒れる(生みの苦しみ)もの。議長役はほんとうにきつかった。

(当時の議長談)

～関東カワウ広域協議会による対策～

年3回の一斉モニタリング

・当たり前と言えば当たりの調査・・・

参加都県によってはこの調査すら(財政的に)難しいところもあるが、他の鳥獣の個体数推定から比べれば、これほど調査が簡単で安上がりな鳥獣はない。

最初は「一斉追い払い」と言っていましたが、漁協から「追っ払うだけじゃだめだ、駆除もしくちゃ」という風解の声が多かったので、今は「一斉対策」という言い方です。

一斉対策

・最初の年は、漁協から 効果への懐疑的な意見ばかり・・・

実際やってみたら、「こいつは続けなくちゃだめだ」、「やっぱりやった方がいいべ」、「やらないよりはやった方がまし」など様々な意見

個体数抑制方法の検討

・世界的に個体数抑制の成功例がないカワウ・・・

「捕獲 + 被害防除 = 個体数抑制」 に結び付きづらいカワウだけに、**コロニーレスとちぎ県**としては、物理的な繁殖抑制手法に期待しています。

2 栃木県カワウ保護管理指針 (平成18年度末策定)

策定の経過

～策定の理由～

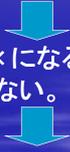
・施策提案した県として、広域指針ができた以上、指針に基づく特定計画(法定or任意)を策定すべき

・広域指針の(ある意味)漠然とした方向性のみの記載を、地域の実情、これまでの実績を踏まえた上で、より具体的な記載で関係者で合意・情報共有すべき

策定の経過

～法定計画か 任意計画か～

- ・世界で個体数抑制の成功例がない。



- ・「〇〇をすれば××になる(のではないか)」という
ような手法が見えない。

- ・手法が見えない状態では、本当の意味の順
応的管理ではなく、単なる「模索」ではないか。

(別に、法定計画策定を否定しているわけではありません。よく聞かれるので、県の部内で話し合っただけの経過を書いたままです。)

指針の概要:保護管理の目標

「カワウによる内水面漁業被害の軽減と適切な
カワウ個体群の管理による人とカワウの共存
を目標とする。」

- ・個体数の管理
- ・効果的な被害防除のための対策実施
- ・生息環境の管理
 - ねぐら等の管理
 - 河川生産性の改善
- ・その他

カワウとの共存な
どできるか!
との声もいまだに

指針の概要:保護管理の目標

～個体数の管理～

【栃木県の特徴】

継続的なコロニーがない

→ ねぐらとなっている土地の管理者と連絡を
密にしながら、営巣など繁殖の兆候が見られ
たら、徹底的に邪魔をする。栃木県内では絶
対に繁殖させない。

指針の概要:保護管理の目標

～効果的な被害防除のための対策実施～

(どこの県でもそうですが、)

費用対効果の高い手法が確立されていない

→ 防除の実施主体である漁協ごとに、「対策
実施→モニタリング→評価→次期対策の決
定」のプロセスを踏まえる。

「こんなことをやったら、何となく被害が減った気がする」ではなく、実施し
た対策をきちんと記録し、飛来数と突き合わせて、何がよくて何が悪かっ
たのかを自ら分析・整理する。

指針の概要:保護管理の目標

～生息環境の管理～

ねぐらの攪乱防止と、河川生産性の改善

広域保護管理指針で言っていることの復唱のようなものです。

指針の概要:保護管理の目標

～その他～

捕獲上限羽数

「関東カワウ広域協議会において維持生息数や捕獲
上限羽数、及びこれに基づいた各都県への割り当
てについて示されるまでの暫定値として、県内の維
持生息数を冬季1,000羽とし、これを超えた分につ
いては捕獲できる。」

捕獲上限数は、流動的に設定していくことが基本。捕獲上
限数近くまで捕獲したときに、被害が受忍できる程度まで
減ったのか、カワウの個体群維持に支障が出るおそれがある
のかについて検証し、捕獲上限数を柔軟に増減させる。

指針の概要:保護管理の目標

～その他～

捕獲上限羽数(狩猟鳥化を受けての変更)

「県内の維持生息数を冬季1,000羽とし、これを超えた分については捕獲できる。」

狩猟捕獲数を捕獲上限数に含める必要があるが、有害捕獲実施時には狩猟捕獲数の集計が間に合わない。

(本来の計算式: 冬季生息数 - 維持生息数(1,000羽) = 捕獲上限数(狩猟 + 有害))

(猟期明けの)3月の維持生息数を700羽とし、これを超えた分については有害捕獲できる。(平成19年度栃木県カワウ対策検討会で合意)

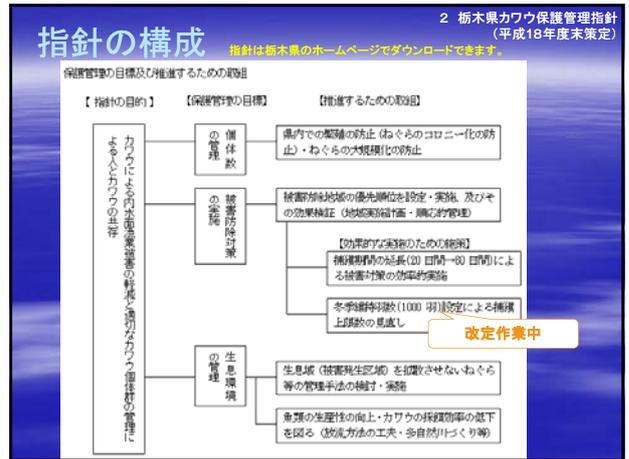
指針の概要:保護管理の目標

～その他～

有害鳥獣捕獲体制

それまで漁協単位で捕獲許可をしていたものを、関東一斉対策期間をはさんで2ヶ月間、県内カワウ飛来予測地域をすべて県漁連名で捕獲許可することにした。

ある河川で捕獲が実施された結果、別の河川にカワウが飛来したという場合、すでにその河川でも捕獲許可がおりているので、狩猟者に連絡してすぐに対処できる。漁協にはひじょうに好評。



最後に...

～今後の広域保護管理のあり方～

地域	現状		期待される役割
内陸県	カワウの捕獲しやすい	小～中規模コロニー	捕獲 コロニー対策
沿岸県	カワウの捕獲しにくい	大規模コロニー	捕獲 コロニー対策

広域協議会ができたのは、被害地と生産地(大規模コロニー)が都道府県境を跨るカワウ対策の難しさゆえ。事情が異なる都道府県が同じ対策をしても意味がない。上表のような役割分担を明確にしてそれぞれ対策に取り組むべきではないか。

ご静聴ありがとうございました。

グルルアーツ

栃木県環境森林部自然環境課 大森

TEL 028(623)3261 mail oomoris02@pref.tochigi.jp